

第2回 岡山県最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和7年8月6日（水曜日） 午後4時～

2 場 所

岡山市北区下石井1-4-1

岡山第2合同庁舎 2階共用会議室A

3 出席者

公 益 委 員 : 3人

労働者代表委員 : 3人

使用者代表委員 : 3人

4 審議事項

(1) 岡山県最低賃金額審議

5 議事要旨

(1) 岡山県最低賃金額審議

岡山県最低賃金額について審議され、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

基本的な考え方

【労働者側意見要旨】

- ・物価高が続く中で、労働者の生活は厳しさを増しており、とりわけ最低賃金近傍で働く生活者の暮らしは極めて苦しい。今年の最低賃金引上げへの期待感はこれまで以上に高まっている。最低賃金を引上げ、最低賃金近傍で働く労働者の生活の安心・安全を担保することが不可欠。厳しい環境下の最低賃金引上げは生活の安心、社会的セーフティーネットを促進する強いメッセージとなる。
- ・最低賃金の引上げ幅のみならず、最低賃金のあるべき水準の観点からの議論も必要である。最低賃金での試算では年収200万円未満の水準となり、いわゆるワーキングプアとの認識である。
- ・岡山県の最低賃金の水準は不十分であり、安心して暮らせる生活に必要な賃金水準を早期に確保していく必要がある。
- ・岡山県の最低賃金の水準は、隣県と比較して不十分。隣県との賃金格差は大

きな課題である。低水準で生活している労働者の生活水準の改善、ランク間格差、地域間格差の是正が必要である。

【使用者側意見要旨】

- ・この間賃金が上がり、物価が上昇するなかで、最低賃金の引上げの必要性は理解する。審議に際しては、目安額に拘束されず、地元中小企業の実態や地域経済の実情を踏まえ、納得感のある審議を進めることが必要である。
- ・今回示された目安額は過去最高であり突出しすぎである。急激な引上げによる人件費の負担増は、地元中小・零細の企業経営を直撃し、事業の継続を危うくさせかねないものと懸念する。
- ・近時の岡山県最低賃金の引上げ率は大きくなっており、同時に引上げによる影響率も拡大している。今年を目安額を適用した場合、試算では最賃額 1,045 円、影響率は 25.88% とさらに上昇する。社会保険料を含む人件費の大幅アップは企業経営に対する影響が一層大きくなる。
- ・企業視察を行ったが、そのうち中小零細企業においては、人件費の価格交渉は難しいと話があった。生産性を上げるにも中小・零細では困難である。
- ・大幅な引上げが続いており影響率が非常に大きい。そのため発効日についても地域の実情に応じた議論としたい。

提示額について

【労働者側】

79 円を提示する。

岡山県における最低限の生活を営むに必要な連合リビングウェッジにおける時間額 1,140 円。これを目指し、現在の最低賃金 982 円との格差 158 円を 2 年で到達するための水準

【使用者側】

44 円を提示する。

賃金改定調査における賃金引上げ率 B ランク 3.4%、岡山市における物価指数の上昇率 3.4%（生鮮食品を除く総合）、2025 年春季賃上げ妥結状況 4.48%（岡山県経協）を考慮。

(2) 公益から、今後の進め方について意見を求めたところ、労使双方から、これ以上の金額提示は難しく、改めて金額提示については持ち帰り検討したいとの意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。

6 その他

特になし。